主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人佐々木正泰の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。 また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年二月二七日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 長名 | 3 川 | 太一 | - 郎 |
|--------|----|-----|----|-----|
| 裁判官    | 井  | 上   |    | 登   |
| 裁判官    | 島  |     |    | 保   |
| 裁判官    | 河  | 村   | 又  | 介   |